【改正理由】

本市国民健康保険事業の安定かつ健全な運営を図るため、令和2年度以降の保険料率及び保険料賦課方式について、国民健康保険運営協議会に諮問を行ったところ、保険料を1人当たり約16,600円引き上げること、並びに保険料賦課方式を3方式に変更することの答申がありました。

この答申を踏まえたうえで、保険料の急激な増額により被保険者の負担が大きくならないよう激変緩和を考慮した保険料率の改定及び保険料賦課方式の変更を行うものです。

【改正要旨】

1 保険料賦課方式を3方式とし、次のとおり保険料率を改定することとした。 (第9条の3、第11条、第12条、第13条、第15条、第16条の2、第16条の4、第16条の6、 第16条の7、第16条の8、第16条の10、第16条の12、第17条の2、第17条の4、第17条の5関係)

賦課額の種類	内訳	現行の料率等	改定後の料率等
基礎賦課額	所得割額	6.8%	8.8%
(医療分)	資産割額	22.0%	(廃止)
	被保険者均等割額	24,600円	29,800円
	世帯別平等割額	22, 400円	26,600円
	特定世帯	11,200円	13,300円
	特定継続世帯	16,800円	19,950円
後期高齢者支援金等賦課額	所得割額	1.9%	2.4%
(支援金分)	資産割額	6.0%	(廃止)
	被保険者均等割額	6,800円	8,700円
	世帯別平等割額	6, 200円	7,600円
	特定世帯	3,100円	3,800円
	特定継続世帯	4,650円	5, 700円
介護納付金賦課額	所得割額	1.55%	1.75%
(介護分)	資産割額	6.5%	(廃止)
	被保険者均等割額	8,500円	8,500円
	世帯別平等割額	5,000円	5,400円

- 2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。
- (改正附則第1項関係)
- 3 改正後の倉吉市国民健康保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、 令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によることとした。

(改正附則第2項関係)

倉吉市国民健康保険条例(昭和63年倉吉市条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄 中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後 部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後

第6章 保険料

(一般被保険者に係る基礎賦課額)

第9条の3 保険料の賦課額のうち、一般被保険者|第9条の3 保険料の賦課額のうち、一般被保険者 (法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等 (以下「退職被保険者等」という。) 以外の被保 険者をいう。以下同じ。) に係る基礎賦課額は、 当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所 得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並び に当該世帯につき算定した世帯別平等割額(一般 被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属す る場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世 帯とみなして算定した世帯別平等割額)の合計額 (この額に100円未満の端数があるときは、これを 切り捨てる。)とする。

第11条 削除

- (一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)
- 第12条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率第12条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率 は、次のとおりとする。
 - (1) 所得割 100分の8.8
 - (2) 被保険者均等割 被保険者1人について
 - (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯 の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める
 - ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 26,600 円
 - イ 特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該 当したことにより被保険者の資格を喪失した 者であって、当該資格を喪失した日の前日以 後継続して同一の世帯に属するものをいう。 以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保 険者が属する世帯であって同日の属する月 (以下「特定月」という。) 以後5年を経過

改正前

第6章 保険料

(一般被保険者に係る基礎賦課額)

(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等 (以下「退職被保険者等」という。) 以外の被保 険者をいう。以下同じ。) に係る基礎賦課額は、 当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所 得割額、資産割額及び被保険者均等割額の合算額 の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等 割額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の 世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者 の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割 額)の合計額(この額に100円未満の端数があると きは、これを切り捨てる。)とする。

(一般被保険者に係る基礎賦課額の資産割額の算 定)

- 第11条 第9条の3の資産割額は、一般被保険者に 係る当該年度分の固定資産税額(固定資産税額の うち、土地及び家屋に係る部分の額)に、次条の 資産割の保険料率を乗じて算定する。
 - (一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)
- は、次のとおりとする。
 - (1) 所得割 100分の6.8
 - (2) 資産割 100分の22.0
 - (3) 被保険者均等割 被保険者1人について 24,600円
 - (4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯 の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める
 - ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 22,400 円
 - イ 特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該 当したことにより被保険者の資格を喪失した 者であって、当該資格を喪失した日の前日以 後継続して同一の世帯に属するものをいう。 以下同じ。) と同一の世帯に属する一般被保 険者が属する世帯であって同日の属する月 (以下「特定月」という。) 以後5年を経過

改正後

する月までの間にあるもの(当該世帯に他の 被保険者がいない場合に限る。以下「特定世 13,300円 帯」という。)

ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する 一般被保険者が属する世帯であって特定月以 後5年を経過する月の翌月から特定月以後8 年を経過する月までの間にあるもの(当該世 帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下 「特定継続世帯」という。) 19,950円

(退職被保険者等に係る基礎賦課額)

第13条 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係|第13条 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係 る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者 等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額 の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世 帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被 保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割 額及び被保険者均等割額の合算額の総額)(この 額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨 てる。)とする。

第15条 削除

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等 割額の算定)

- 第16条の2 第13条の世帯別平等割額は、次の各号|第16条の2 第13条の世帯別平等割額は、次の各号 に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に 定める額とする。
 - (1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第12条第3号アに定める額
 - (2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する 退職被保険者(法附則第6条第1項に規定する 退職被保険者をいう。以下同じ。) が属する世 帯であって特定月以後5年を経過する月までの 間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいな い場合に限る。) 第12条第3号イに定める額
 - (3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する 退職被保険者が属する世帯であって特定月以後 5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を 経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他 の被保険者がいない場合に限る。) 3号ウに定める額

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課 額)

改正前

する月までの間にあるもの(当該世帯に他の 被保険者がいない場合に限る。以下「特定世 帯」という。) 11,200円

ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する 一般被保険者が属する世帯であって特定月以 後5年を経過する月の翌月から特定月以後8 年を経過する月までの間にあるもの(当該世 帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下 「特定継続世帯」という。) 16,800円

(退職被保険者等に係る基礎賦課額)

る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者 等につき算定した所得割額、資産割額及び被保険 者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき 算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者 等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合に は、所得割額、資産割額及び被保険者均等割額の 合算額の総額) (この額に100円未満の端数がある ときは、これを切り捨てる。)とする。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の資産割額の 算定)

第15条 第13条の資産割額は、退職被保険者等に係 る当該年度分の固定資産税額(固定資産税額のう ち、土地及び家屋に係る部分の額)に、第12条の 資産割の保険料率を乗じて算定する。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等 割額の算定)

- に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に 定める額とする。
 - (1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第12条第4号アに定める額
 - (2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する 退職被保険者(法附則第6条第1項に規定する 退職被保険者をいう。以下同じ。)が属する世 帯であって特定月以後5年を経過する月までの 間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいな い場合に限る。) 第12条第4号イに定める額
 - (3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する 退職被保険者が属する世帯であって特定月以後 5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を 経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他 の被保険者がいない場合に限る。) 4号ウに定める額

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課 額)

改正後

第16条の4 保険料の賦課額のうち一般被保険者に|第16条の4 保険料の賦課額のうち一般被保険者に 係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属 する一般被保険者につき算定した所得割額及び被 保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯に つき算定した世帯別平等割額(一般被保険者と退 職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、 当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして 算定した世帯別平等割額)の合計額(この額に100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) とする。

第16条の6 削除

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額 の保険料率)

- 等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。
 - (1) 所得割 100分の2.4
 - (2) 被保険者均等割 被保険者1人について 8,700円
 - (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯 の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める
 - ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 7,600 円
 - イ 特定世帯 3,800円
 - ウ 特定継続世帯 5,700円

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課 額)

第16条の8 保険料の賦課額のうち退職被保険者等|第16条の8 保険料の賦課額のうち退職被保険者等 に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に 属する退職被保険者等につき算定した所得割額及 び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世 帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職 被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属す る場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合 算額の総額) (この額に100円未満の端数があると きは、これを切り捨てる。)とする。

改正前

係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属 する一般被保険者につき算定した所得割額、資産 割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに 当該世帯につき算定した世帯別平等割額(一般被 保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する 場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯 とみなして算定した世帯別平等割額)の合計額(こ の額に100円未満の端数があるときは、これを切り 捨てる。)とする。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額 の資産割額の算定)

第16条の6 第16条の4の資産割額は、一般被保険 者に係る当該年度分の固定資産税額(固定資産税 額のうち、土地及び家屋に係る部分の額)に、次 条の資産割の保険料率を乗じて算定する。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額 の保険料率)

- 第16条の7 一般被保険者に係る後期高齢者支援金|第16条の7 一般被保険者に係る後期高齢者支援金 等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。
 - (1) 所得割 100分の1.9
 - (2) 資産割 100分の6.0
 - (3) 被保険者均等割 被保険者1人について <u>6,8</u>00円
 - (4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯 の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める
 - ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 6,200
 - イ 特定世帯 3,100円
 - ウ 特定継続世帯 4,650円

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課 額)

に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に 属する退職被保険者等につき算定した所得割額、 資産割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並 びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合 計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の 世帯に属する場合には、所得割額、資産割額及び 被保険者均等割額の合算額の総額) (この額に100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課 額の資産割額の算定)

第16条の10 第16条の8の資産割額は、退職被保険

第16条の10 削除

改正後

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課) 額の世帯別平等割額の算定)

- 第16条の12 第16条の8の世帯別平等割額は、次の|第16条の12 第16条の8の世帯別平等割額は、次の 各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各 号に定める額とする。
 - (1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第16条の7第3号アに定める額
 - (2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する 退職被保険者が属する世帯であって特定月以後 5年を経過する月までの間にあるもの(当該世 帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 16条の7第3号イに定める額
 - (3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する 退職被保険者が属する世帯であって特定月以後 5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を 経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他 の被保険者がいない場合に限る。) 第16条の 7第3号ウに定める額

(介護納付金賦課額)

第17条の2 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課|第17条の2 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課 額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者 につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の 合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯 別平等割額の合計額(この額に100円未満の端数が あるときは、これを切り捨てる。)とする。

第17条の4 削除

(介護納付金賦課額の保険料率)

- 第17条の5 介護納付金賦課被保険者に係る介護納第17条の5 介護納付金賦課被保険者に係る介護納 付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。
 - (1) 所得割 100分の1.75
 - (2) 被保険者均等割 被保険者1人について 8,500円
 - (3) 世帯別平等割 1世帯について 5,400円

改正前

者等に係る当該年度分の固定資産税額(固定資産 税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額)に、 第16条の7の資産割の保険料率を乗じて算定す る。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課 額の世帯別平等割額の算定)

- 各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各 号に定める額とする。
 - (1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第16条の7第4号アに定める額
 - (2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する 退職被保険者が属する世帯であって特定月以後 5年を経過する月までの間にあるもの(当該世 帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 16条の7第4号イに定める額
 - (3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する 退職被保険者が属する世帯であって特定月以後 5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を 経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他 の被保険者がいない場合に限る。) 7第4号ウに定める額

(介護納付金賦課額)

額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者 につき算定した所得割額、資産割額及び被保険者 均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算 定した世帯別平等割額の合計額(この額に100円未 満の端数があるときは、これを切り捨てる。)と する。

(介護納付金賦課額の資産割額の算定)

第17条の4 第17条の2の資産割額は、介護納付金 賦課被保険者に係る当該年度分の固定資産税額 (固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分 の額)に、第17条の5の資産割の保険料率を乗じ て算定する。

(介護納付金賦課額の保険料率)

- 付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。
 - (1) 所得割 100分の1.55
 - (2) 資産割 100分の6.5
- (3) 被保険者均等割 被保険者1人について 8,500円
- (4) 世帯別平等割 1世帯について 5,000円

5

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の倉吉市国民健康保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

倉吉市国民健康保険条例施行規則の一部改正について

【改正理由】

保険料賦課方式を4方式(所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額による賦課方式)から3方式(所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額による賦課方式)に変更する倉吉市国民健康保険条例の一部改正に伴い、倉吉市国民健康保険条例施行規則の関係部分及び関係様式を改正するものです。

【改正要旨】

1 減免の対象となる保険料から資産割額を削除することとした。

(第11条の3、制定附則第4項、第5項、別表関係)

2 倉吉市国民健康保険料納付(変更)通知書、倉吉市国民健康保険料納付通知書兼特別徴収開始通知書、倉吉市国民健康保険料納付通知書兼特別徴収額(仮徴収額)変更通知書、倉吉市国民健康保険料過年度特別徴収額更正通知書及び倉吉市国民健康保険料納付通知書兼特別徴収中止通知書の様式から資産割額に関する項目を削除することとした。

(様式第7号、様式第8号、様式第9号、様式第10号、様式第11号関係)

- 3 この規則は、令和2年4月1日から施行することとした。 (改正附則第1項関係)
- 4 この規則による改正前の様式第7号、様式第8号、様式第9号、様式第10号及び様式第11号による用紙は、当分の間、これを使用することができることとした。 (改正附則第2項関係)

第1条 倉吉市国民健康保険条例施行規則(昭和63年倉吉市規則第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加 える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する 同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。) が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在し ない場合には、当該改正部分を削る。

> 改正後 改正前

第5章 保険料

(減免の基準及び額)

第11条の3 略

2 略

- る保険料の額は、次の各号に定める場合に応じ、そ れぞれ当該各号のいずれかに定める額とする。た だし、その額に100円未満の端数が生じたときは、 その端数を切り捨てるものとする。
 - (1) 条例第21条第1項(同条第3項において準 用する場合を含む。以下この項において同じ。) に該当しない者である場合 特定保険料のうち 所得割額の全額及び被保険者均等割額の10分の 5に相当する額の合算額
 - (2) 条例第21条第1項第1号及び第2号に該当 する者である場合 特定保険料のうち所得割額 の全額
 - (3) 条例第21条第1項第3号に該当する者であ る場合 特定保険料のうち所得割額の全額及び 被保険者均等割額の10分の5に相当する額から 条例第21条第1項第3号アに規定する額を控除 した額の合算額
 - (4) 第1号に該当する者の属する世帯が、条例 第26条第1項第2号に該当する者のみを被保険 者とする世帯(条例第12条第3号イに規定する 特定世帯を除く。以下「旧被扶養者世帯」とい う。) である場合 特定保険料のうち世帯別平等 割額の10分の5に相当する額及び第1号に規定 する額の合算額
 - (5) 略

附則

 $1 \sim 3$ 略

(令和元年度の減免の対象となる保険料の特例)

象となる保険料のうち、所得割額及び資産割額に

第5章 保険料

(減免の基準及び額)

第11条の3 略

2 略

- 3 条例第26条第1項第2号の規定により減免され3 条例第26条第1項第2号の規定により減免され る保険料の額は、次の各号に定める場合に応じ、そ れぞれ当該各号のいずれかに定める額とする。た だし、その額に100円未満の端数が生じたときは、 その端数を切り捨てるものとする。
 - (1) 条例第21条第1項(同条第3項において準 用する場合を含む。以下この項において同じ。) に該当しない者である場合 特定保険料のうち 所得割額の全額、資産割額の全額及び被保険者 均等割額の10分の5に相当する額の合算額
 - (2) 条例第21条第1項第1号及び第2号に該当 する者である場合 特定保険料のうち所得割額 の全額及び資産割額の全額の合算額
 - (3) 条例第21条第1項第3号に該当する者であ る場合 特定保険料のうち所得割額の全額、資 産割額の全額及び被保険者均等割額の10分の5 に相当する額から条例第21条第1項第3号アに 規定する額を控除した額の合算額
 - (4) 第1号に該当する者の属する世帯が、条例 第26条第1項第2号に該当する者のみを被保険 者とする世帯(条例第12条第4号イに規定する 特定世帯を除く。以下「旧被扶養者世帯」とい う。) である場合 特定保険料のうち世帯別平等 割額の10分の5に相当する額及び第1号に規定 する額の合算額
 - (5) 略

附則

 $1 \sim 3$ 略

(令和元年度以降の減免の対象となる保険料の特 例)

4 令和元年度の第11条の2第3項による減免の対4 令和元年度以降の第11条の2第3項による減免 の対象となる保険料のうち、所得割額及び資産割

改正後 改正前

ついては、当分の間、同項中「同号に規定する資格 取得日が属する月以後2年を経過する月まで」と あるのは「資格取得日が属する月以後」とする。

額については、当分の間、同項中「同号に規定する 資格取得日が属する月以後2年を経過する月ま で」とあるのは「資格取得日が属する月以後」とす る。

(令和2年度以降の減免の対象となる保険料の特 例)

5 令和2年度以降の第11条の2第3項による減免 の対象となる保険料のうち、所得割額については、 当分の間、同項中「同号に規定する資格取得日が属 する月以後2年を経過する月まで」とあるのは「資 格取得日が属する月以後」とする。

J表(第11 <i>9</i>	条の3関係)		
該当条	適用範囲	減免対	減免割
項		象保険	合
		料	
第11条	納付義務者が自	保険料	10分の
の3第	ら所有し、かつ使	のうち	10
1号	用する住宅、家財	所得割	
	について、災害を	額	
	受けた損害の程度		
	が70パーセント以		
	上(保険金、損害	保険料	10分の
	賠償金等により補		7
	填される金額を除	均等割	
	く。)のとき。	額及び	
		平等割	
		額	
	納付義務者が自		10分の
	ら所有し、かつ使	のうち	5
	用する住宅、家財		
	について、災害を	額	
	受けた損害の程度		
	が50パーセント以		
	上70パーセント未		10分の
	満(保険金、損害		7
	賠償金等により補		
	填される金額を除		
	く。)のとき。	平等割	
		額	
	納付義務者が自		10分の
	ら所有し、かつ使	· ·	3
	用する住宅、家財		
	について、災害を	· ·	
	受けた損害の程度		
	が20パーセント以		
	上50パーセント未		10分の
	満(保険金、損害	のうち	7

別表(第11条の3関係)

該当条	適用範囲	減免対	減免割
項		象保険	合
		料	
第11条	納付義務者が自	保険料	10分の
の3第	ら所有し、かつ使	のうち	10
1号	用する住宅、家財	所得割	
	について、災害を	額及び	
	受けた損害の程度	資産割	
	が70パーセント以	額	
	上(保険金、損害	保険料	10分の
	賠償金等により補	のうち	7
	填される金額を除	均等割	
	く。)のとき。	額及び	
		平等割	
		額	
	納付義務者が自	保険料	10分の
	ら所有し、かつ使	のうち	5
	用する住宅、家財	所得割	
	について、災害を	額及び	
	受けた損害の程度	資産割	
	が50パーセント以		
	上70パーセント未	保険料	10分の
	満(保険金、損害	のうち	7
	賠償金等により補	均等割	
	填される金額を除	額及び	
	く。)のとき。	平等割	
		額	
	納付義務者が自	保険料	10分の
	ら所有し、かつ使	のうち	3
	用する住宅、家財		
	について、災害を	額 <u>及び</u>	
	受けた損害の程度		
	が20パーセント以		
	上50パーセント未	保険料	10分の
	満(保険金、損害	のうち	7

	改正後					改正前		
	賠償金等により補	均等割				賠償金等により補	均等割	
	填される金額を除	額及び				填される金額を除	額及び	
	く。)のとき。	平等割				く。)のとき。	平等割	
		額					額	
第11条	納付義務者が生	保険料	10分の		第11条	納付義務者が生	保険料	10分の
の3第	活保護法(昭和25	のうち	10		の3第	活保護法(昭和25	のうち	10
2号		所得割			2号		所得割	
_ •	の規定による保護					の規定による保護		
	の適用を受けてい					の適用を受けてい		
	るとき。					るとき。	額	
		保険料	10分の				保険料	10分の
		のうち	7				のうち	7
		均等割	1				均等割	
		額及び					額及び	
		平等割					平等割	
		額					額	
	納付義務者が継	-	10分の	}				10分の
	続して社会福祉法		5			続して社会福祉法		5
	(昭和26年法律第					(昭和26年法律第		
	45号) 第2条に規					45号) 第2条に規		
	定する社会福祉法					定する社会福祉法		
	人から扶助(療養					人から扶助(療養		
	資金に限る。)を		10分の	}		資金に限る。)を		10分の
	受けている者で、		7			受けている者で、		7
	生活保護法の規定		'			生活保護法の規定	-	1
	による保護の適用					による保護の適用		
	を受けている者と					を受けている者と		
	の均衡上必要があ					の均衡上必要があ		
	ると認められると					ると認められると		
	ると認められると					ると認められると		
第11条		伊伦业	10分の		第11条		/P [全本	10分の
の3第			109309		1 .	その世帯に属する		10), ()
の3 第 3 号及			10			被保険者の当該年		10
び第 4 号		額			 号		額及び	
5	(以下「所得見込額」という。) が				75	(以下「所得見込額」という。)が		
	皆無となったと					観」という。 アル 皆無となったと	<u>領</u>	
						1		
	き。		10/\@	}		き。		10 () (0)
	所得見込額が前		10分の			所得見込額が前		10分の
	年中所得の3分の		5			年中所得の3分の		5
	1以下となり、か					1以下となり、か		
	つ、前年中所得が					つ、前年中所得が		
	400万円以下のと					400万円以下のと		
	き。					き。	4	
	所得見込額が前		10分の			所得見込額が前		10分の
	年中所得の3分の		3			年中所得の3分の		3
	1を超え、2分の					1を超え、2分の		
	1以下となり、か					1以下となり、か		
	つ、前年中所得が					つ、前年中所得が		

	改正後		改正前						
	400万円以下のとき。 所得見込額が前年中所得の3分の1以下となり、かつ、前年中所得が400万円以上700万円以下のとき。			400万円以下のとき。 所得見込額が前年中所得の3分の1以下となり、かつ、前年中所得が400万円以上700万円以下のとき。					
第11条 の3第 5号 略	略		第11条 の3第 5号 略	ļ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					

第2条 倉吉市国民健康保険条例施行規則(昭和63年倉吉市規則第2号)の一部を次のように改正する。 様式第7号、様式第8号、様式第9号、様式第10号及び様式第11号を次のように改める。

様式第7号 (第10条の2関係) (表面)

年度 倉吉市国民健康保険料 納付(変更)通知書

国民健康保険料の算出内訳 兼 変更通知

				_													_	
		分																
		剱	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		串																
		護	-		-	-					-	-	-	-	-			
		₩	_	-	_	_	-	_	-	_	_	_	_	-	_	-	_	
通知声举与	更後	後期高齡支援金分	同左	同左			1 1	-	-									
	崧	険 分	_	_	_	_		_	_	_	_	_	_	_	_	_		
		墨																
		嶚	_	-	_	_	Ţ	_	-	_	_	_	_	-	_	_	ı	
		医	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		分																
		幽	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		砯																
		護																
		⊹	_	_	_	_		_	-	_	_	_	_	-	_	_	_	
	更前	後期高齡支援金分	同左	同左	-	-	1 1	-	_		-	-	-	-	-		1 1	
	奒	分																
		凼	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		卷	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
		癢																
		医	一	-	観	観	額	0	- -	額	観	観	556	額	額	-	rm,	
	/	/	判定総所得	得割の元となる額	(割	(表)	集 制	A + B + C	6 N	輩⊯ ⇔ ロ ロ	巻 ⊯ 衆 士 ヨ	度超過)-D-E-F算出額	減 免 名	割増減	(月割) 保険料	5非自発的失業軽減額	
	V		軽減	所得割	A 所	B S	c 平	≡	口	漢	器	F限	-0=0	5	(3) H	0年額	(5)非自	理由 後更の

※本算定および新規加入者の場合は、変更前はありませんのでゼロ円または空欄となります。 ※被保険者の更正事由は裏面をご覧ください。

国民健康保険料の期別料額

被保険者別賦課対象月一覧

通知書番号

		3 3									
		2 月									
		肖 									
尔		12 月									
後		11 月									
保		10 月									
		9 月									
攤		8 用									
≮		, Я									
		9									
		5 Д									
		4 Д									
		3 月									
		2 月									
尔		- Б									
景金		12 月									
ê ★		11									
那		2月									
後其		е Б									
公:		8 E									
医療保険分・後期高齢支援金分		<u>д</u>	H								
医療		9 E									
		E									£ \$
		4 E	Н								なりき
	7		H								参と
	/	柘									れている月が賦課対象となります。
		出									Jan.
/	1	条									2112
ı /		270									έ,

** 印が示されている月が臓腫効象となります。 年度途中で 78 歳でなる方については、あらかじめ 76 歳到道月の前月までの月数分で計算しています。 R印が示されている月は非自発的失業軽減対象となります。

※本算定および新規加入者の場合は、変更前はありませんのでゼロ円または空棚となります。※本通知書で納付していただく金額は、普通教収の差引納付額です。

器 (裏面)

様式第8号 (第10条の2関係)

(表面)

倉吉市国民健康保険料 納付通知書兼特別徴収開始通知書

年 月 日

倉吉市長

印

様

通知書番号 記号番号 生年月日

国民健康保険料について次のとおり年金から特別徴収(仮徴収)しますので通知します。

					12 24
		翌	更	前	変 更 後
		医療保険分	後期支援金分	介 護 保 険 分	医療保険分後期支援金分介護保険分
	軽減判定総所得		同 左	1 1 1	同左
	所得割の元となる額		同 左		同左
A-A-	A 所 得 割 額		1 1		
算山	B 均 寺 刮 領		1 1		
出内	→ 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		1 1		
訳	I(1) = A + B + C		1 1		
	軽 区 分				
兼	減 D 均等割額	1 1 1	1 1		
変	額 E 平等割額	<u> </u>	1 1		
更	- 127 02 12 107	1 1 1	1 1		
通知	質 出 類			li i i	
AH	G 減 免 額	1 1 1	l i		
	③ 月 割 増 減 額	1 1	1 1	1 1 1	
	④年額(月割)保険料		i i	1 1 1	
	⑤非自発的失業軽減額		i i	1 1 1	
	変更の理由				

でゼロ円または空欄となります。
※仮徴収時の算出内訳は空欄となります。

		_							医疗	蘇 保	険	子 •	後其	月支	援金	全分							介	護(呆 陟	分				
被					/																									
保険者	被	保	険	者	氏	名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
別																														
賦課																														
月																														
10064																														
覧																														
																													ĺ	

※*印の月:賦課対象 R印の月:非自発的失業軽減対象 F印の月:旧被扶養者減免対象(応益割・応能割) f 印の月:旧被扶養者減免対象(応能割)

	期	別	変	更	前	変	更	後	納付	済 額	差引	納付額
			1	i		1	1		ı	i	ı	_
							1			1		
									<u> </u>			I
普			1						- 1	1	<u> </u>	ı
通徴						L_	1		1	1	<u> </u>	<u> </u>
収			_1_				1_			1	l i	
						L_	1		1	1	Li	j.
						ı	1		ı	1	ı	ı
			1	1		1	1		1	1	ı	ı
			ı	i		١,	i		ı	i	۱.	i
			1	1		i	1		1	1		ı
			i	1		i i	1		1	1	1	

月 別	変更前	変更後
4 月	į į	
6 月	1 1	
8 月	į į	1 1
10月		
12月	1 1	
2 月	1 1	
	4 月 6 月 8 月 10月 12月	4 月 6 月 8 月 10月 12月

特 別 徵 収 義 務 者 特別徵収対象年金

42.	区 分	医療保険分	後期支援金分	介護保険分
保険	所得割	%	%	%
料率	均等割	円	円	円
率	平等割	円	円	円

【 お問い合わせ先

【不服の申立て】裏面に不服の申立てについての記載があります。

様式第9号 (第10条の2関係)

(表面)

倉吉市国民健康保険料 納付通知書兼特別徵収額(仮徵収額)変更通知書

年 月 日

倉吉市長

様

通知書番号
記号番号
生年月日

印

国民健康保険料特別徴収額(仮徴収額)を次のとおり変更しましたので通知します。 性

																	ملدا		73.3					
						変		更	前								3	Ę	更	Ĺ	後			
		医	療	保	険	分	後期	支援金分	介	護	保	険	分	医	療	保	険 分	後	期支	援金分	介	護	保	険 分
	軽減判定総所得	1		i	i		同	左			1	1		ı		1	1		司	左	1	ı		ı
	所得割の元となる額	ı			i		司	左			1	1		l i		1	ı		同	左	li	1		1
Anta-	A 所 得 割 額	1			ı		ĺ	1	l i		i	ı		ı		i	1	1		1	1	1		ı
算山	B均等割額	1			ı		ĺ	1	l i		i	ı		ı		i	1	1		1	1	1		ı
出内	C 平 等 割 額			1	1		1	1			ı	ı		ı		ı	1	1		i	1	1		1
訳		1			ı		ĺ	1	l i		i	i		ı		i	1	1		1	1	1		ı
	軽 区 分																							
兼	減 D 均等割額	1			ı		ĺ	1	l i		i	i		ı		i	1	1		1	1	1		ı
変	額 E 平等割額	1			ı		ĺ	1	l i		i	i		ı		i	1	1		1	1	1		ı
更	F限度超過額	_			ı		j	ı	li		i	ı		ı		l	1	l i		1	l ı	ı		ı
通	② = ① - D -E - F 算 出 額	ı		ĺ	1		ĺ	1	ı		ı	1		1		ı	1	ı		1	l	1		1
知	G 減 免 額	i			i		ı	i			 I	i				I	1	1 1		1	<u> </u>	1		1
	③ 月 割 増 減 額	i			i		ı	i			 I	i				I	1	1 1		1	<u> </u>	1		1
	④年額(月割)保険料	i			ì		ı	i			1	i				I	i	Ι,		1	l i	1		ı
	⑤非自発的失業軽減額	i			i		1	i			1	i				i	1	T i		1	l i	1		ı
	変更の理由							•																

のでゼロ円または空欄となります。
※本算定および新規加入の場合は、変更前はありません
※板徴収時の算出内訳は空欄となります。

被		_							医疗	寮 保	険 分	· 6	後身	期 支	援金	全分							介	護(呆 陟	\$分				
保																														
険者	被	保	険	者	氏	名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
别																														
賦																														
課																														
月																														
_																														
覧																														

※*印の月:賦課対象 R印の月:非自発的失業軽減対象 F印の月:旧被扶養者減免対象(応益割・応能割) f 印の月:旧被扶養者減免対象(応能割)

	期	別	変	更	前	3	変 更	後	MA	納 付	済 額	 差引納	付額
						Í		1				1	
				1		ĺ							
			ì	1		i							
			ı	1		ı		ı			ı	ı	ı
			i	1		ı		i			i	i	i
普通			ı			_							
徴													
収			1			_			Г				
			1			_			Г				
									Г				
									Н				

	月 別	変更前	変更後
	4 月		j j
特	6 月		i i
特 別 徴	8 月		1 1
収	10月	1 1	1 1
	12月		1 1
	2 月	1 1	1 1

特別 徵 収 義 務 者 特別徵収対象年金

Æ.	区	分	医	療	保	険	分	後	期	支	援	金	分	介	護	保	険	分
保険	所得	- 割					%						%					%
料中	均等	筝割					円						円					円
率	平等	- 割					円						円					円

【 お問い合わせ先

【不服の申立て】裏面に不服の申立てについての記載があります。

倉吉市国民健康保険料 過年度特別徴収額更正通知書

年 月 日

倉吉市長

印

様

通 知 書 番 号 記 号 番 号 生 年 月 日

過年度の国民健康保険料特別徴収額を次のとおり更正しましたので通知します。

						変	更		前							変		更		後			
		医	療	保	険 分	後	り 期 支	援金分	介	護	保	険 分	医	療	保	険 分	後	期支援	金分	介	護	保	険 分
	軽減判定総所得	1	ĵ		1		同	左	ı			1			ĺ	ı		同	左	l	ĺ		1
	所得割の元となる額	1	l		1		同	左	L		l	į			l	ı		同	左	ı			1
算	A 所 得 割 額	1	ı		1		1	1	ı		l	1			l	ı			İ	ı	ı		1
出出	B 均 等 割 額	1			1		1	1	Li			1			1	1			l	Li			1
内	C 平 等 割 額	1	ı		1		1	1	l		1	1	L		1	1			ı	ı	1		1
訳		1			1		1	1	Li			1			1	1			l	Li			1
	軽 区 分																						
兼	減 D 均等割額	1			1		1	1	l		1	1	L		1	1			ı	ı	1		1
変	額 E平等割額	1			1		1	1	l I			1	Lı		ı	1			Ì	ı	1		1
更	F 限 度 超 過 額	1			1		1	1	Li			1	L		1	1			1	l ı			1
通	② = ① - D -E - F 算 出 額	l i	ĺ		i		İ	1	l		Ì	ı	li		ĺ	1	l i		l	li	ĺ		1
知	G 減 免 額	1	ı		1		1	ı	ı			i			1	ı			ı	l	1		ī
	③ 月 割 増 減 額	1	ı		1		1	ı	ı			i			1	ı			ı	l	1		ī
	④年額(月割)保険料	1	ĺ		1		1	1	i		i	1			1	ı			i		ĺ		1
	⑤非自発的失業軽減額	1	i		i		i	i	i			ı			ı	1			ı	li	ĺ		
	変更の																						

でゼロ円または空欄となります。
※ 不算定および新規加入の場合は、変更前はありませんの
※ 石徴収時の算出内訳は空欄となります。

		_							医养	寮 保	険	子 •	後身	期 支	援金	全分								介	護 化	呆 陟	9 分				
被																															
保険者	被	保	険	者	氏	名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
別																															
賦課																														<u> </u>	
月																														Щ.	
— BE																			_											<u> </u>	
覧																														<u> </u>	
																														l	

※*印の月:賦課対象 R印の月:非自発的失業軽減対象 F印の月:旧被扶養者減免対象(応益割・応能割) f 印の月:旧被扶養者減免対象(応能割)

	期	別	変	更	前	変	更	後	納	付着	斉 額	È		付額
				1					ı	1		1		
			1	1					i	i				i
			i	1					i			1		
普														
通徴						_								
収						_								
			- 1											
												_1		
												_1		
			_1	1								_1		
				1_						1		_1		
			ı	1		1	ĺ		ı	i				i

			(() () () ()
	月 別	変更前	変更後
	4 月	1 1	1 1
特	6 月	1 1	j l
別 徴 収	8 月	1 1	1 1
収	10月	1 1	1 1
	12月	I I	I I
	2 月	1 1	1 1

特別 徵 収 義 務 者 特別 徵 収 対 象 年 金

保	区	分	医	療	保	険	分	後	期	支	援	金	分	介	護	保	険	分
険	所 得	割					%						%					%
料	均等	割					円						円					円
率	平 等	割					円						円					円

【 お問い合わせ先 】

【不服の申立て】裏面に不服の申立てについての記載があります。

様式第11号 (第10条の2関係)

(表面)

倉吉市国民健康保険料 納付通知書兼特別徴収中止通知書

年 月 日

倉吉市長

様

通 知 書 番 号 記 号 番 号 生 年 月 日 性 別

印

国民健康保険料の特別徴収を中止しますので通知します。

		変	更	前	変	更	後
		医療保険分	後期支援金分	介 護 保 険 分	医療保険分	後期支援金分	介護保険分
	軽減判定総所得	1 1 1	同 左	1 1 1	1 1 1	同 左	
	所得割の元となる額	1 1 1	同 左	1 1 1	1 1 1	同 左	
算	A 所 得 割 額		l I	i I I	1 1 1	1 1	
身 出	B 均 等 割 額		l I	i I I	1 1 1	1 1	
内	C 平 等 割 額		i i	i i i	1 1 1	1 1	i i
訳			l I	i I I	1 1 1	1 1	
	軽 区 分						
兼	減 D 均等割額	1 1 1	1 1	1 1 1	1 1 1	1 1	
変	額 E 平等割額		l I	i I I	1 1 1	1 1	
更	F限度超過額		l I	1 1 1	1 1 1	1	
通	② = ① - D -E - F 算 出 額	1 1 1	l 1 1 1			1 1	
知	G 減 免 額	1 1 1	i i	1 1 1	1 1 1	1 1	1 1 1
	③ 月 割 増 減 額	1 1 1	i i	1 1 1	1 1 1	1 1	1 1 1
	④年額(月割)保険料	1 1 1		1 1 1		1 1	
	⑤非自発的失業軽減額	1 1 1		1 1 1		1 1	1 1 1
	変更の理由						

※なりでは口円または空欄となります。 ※なります。 ※なりませんがが、なりませんがが、なりでは、変更がはありませんが、なりでは、変更がはありませんが、なります。

		_	_						医疗	寮 保	険	· 行	後身	朋支	援金	全分							介:	護 任	呆 陟	9 分				
被					_																									
保険者	被	保	険	者	氏	名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
別																														
賦課																														
月																											<u> </u>		<u> </u>	
100.64																											<u> </u>			
覧																														

※*印の月:賦課対象 R印の月:非自発的失業軽減対象 F印の月:旧被扶養者減免対象(応益割・応能割) f 印の月:旧被扶養者減免対象(応能割)

	期	別	変	更	前	多	変 更	後	ALC.	納 付	済 額	Ž	差引納	付額
			1	1								1		1
			i	i						1				i
												Γ.		
												Η.		
普通徴				1		_			Н					l
														l
収												Ш		l
			1	1					Ш			Ш		l .
				1		_1			Ш			L		ı .
			1	1_		_1			Ш			Li		ı
			ш	1					Ш			ш		I
			ı						Ш			Li		l .
			ı	ĺ		Li						L		1

	月 別	変更前	変更後			
	4 月	į	j j			
特	6 月	1 1	1 1			
特 別 徴 収	8 月	1 1	1 1			
収	10月	1 1	1 1			
	12月	1 1	1 1			
	2 月	1 1	1 1			

特別 徵 収 義 務 者 特別 徵 収 対 象 年 金

保	区 分	医療保険分	後期支援金分	介護保険分
険	所 得 割	%	%	%
料	均等割	円	円	円
率	平等割	円	円	円

【 お問い合わせ先 】

【不服の申立て】裏面に不服の申立てについての記載があります。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この規則による改正前の様式第7号、様式第8号、様式第9号、様式第10号及び様式第11号による用紙は、当分の間、これを使用することができる。